

2022 年度入学生用
(令和 4 年度)

リハビリテーション学研究科 要 覧

教育目的・履修要項



大阪公立大学大学院 リハビリテーション学研究科

目次

I. リハビリテーション学研究科の教育目的・理念・目標	1
II. 履修要項	
1. 専攻・分野等の名称、入学定員、卒業時の学位	3
2. 学年・学期・授業期間等	3
3. 授業時間	3
4. 授業科目の種類	4
5. 授業科目の単位、単位制	4
6. 履修課程と履修上の注意	4
7. 科目ナンバリングのルール	6
8. 履修登録	6
9. 成績評価・試験	7
10. 成績評語と GPA 制度	8
11. 既修得単位の認定	10
12. 長期履修制度の利用について	10
13. 定期試験受験心得	11
14. 成績評価についての異議申立	12
15. 休講・欠席について	12
16. 他大学との単位互換制度	15
17. 前期終了時の修了	15
18. 年限短縮等	15
19. 学籍について	15
20. 修学上の配慮・支援について	16
21. 転研究科	16
22. 研究指導教員の決定と研究指導の方法	17
23. 修了要件	22
24. 中間報告会	23
25. 学位論文と学位	23
26. 履修課程	27
27. 学術研究に係る行動規範	29
28. 研究倫理指針	32

註) 本書において特に指定がない場合は次のように略記します。

リハビリテーション学研究科 ----- 本研究科

リハビリテーション学研究科長 ----- 研究科長

リハビリテーション学研究科教授会 ----- 研究科教授会

リハビリテーション学研究科教務担当 (事務部門) ----- 本研究科教務担当

※ 各様式は本研究科Webサイトよりダウンロードできます。

I. リハビリテーション学研究科の 教育理念・目的、教育目標

《博士前期課程》

■教育理念・目的

総合的なリハビリテーションに関する深い探求心と洞察力を備え、相互の信頼と協働の重要性を理解し、責任ある判断・行動のできる豊かな人間性並びに専門性を有する人材を養成することを目的とする。

■教育目標（学位授与方針）

人々の健康増進と生活の質向上に貢献できる高い資質をもった高度医療専門職者並びに研究者の養成を目的とし、総合的なリハビリテーションに関する深い探求心と洞察力を備え、相互の信頼と協働の重要性を理解し、責任ある判断・行動のできる豊かな人間性並びに専門性を有し、次に掲げる資質と能力を修得した者に修士（保健学）の学位を授与する。

1. 生命の尊さと人の尊厳を重んじることを基本理念とする高い倫理観。
2. 最先端のリハビリテーション学研究に必要な情報の収集・活用能力。
3. 国際レベルの最先端の研究を理解する能力を身につけ、さらに向上をめざす態度。

《博士後期課程》

■教育理念・目的

研究活動により重点をおいた教育を行い、リハビリテーション学領域における高度な知識や技術を持ち、総合的な視野や深い洞察力、独創性や自立して研究を行いうる能力を身につけ、高い倫理観と豊かな人間性と深い教養を備えた人材を養成することを目的とする。

■教育目標（学位授与方針）

人々の健康と生活の質の向上に貢献するためのリハビリテーション学研究を、さらに深化させる探究心を備えた上で、高い倫理観と人間性を有し、リハビリテーション学に関する学際領域において自立した研究活動を行い、教育者・研究者として社会を牽引できる人材を養成することを目的とし、リハビリテーション学領域における高度な知識や技術を持ち、総合的な視野や深い洞察力、独創性、自立して研究を行いうる能力を身につけ、高い倫理観と豊かな人間性と深い教養を備え、領域ごとに次に掲げる能力を修得した者に博士（保健学）の学位を授与する。

1. 身体機能と精神機能の2つのリハビリテーションの視点から、人体の構造、機能、活動に関わる研究を実施する能力。
2. 個人の健康の維持増進を含むリハビリテーション・アプローチに加えて、社会的障壁の除去や軽減を積極的に行い、個人の生活機能の維持増進と社会参加を促進支援するための研究を実施する能力。
3. 高い倫理観をもって、専門分野における高度な研究課題に取り組む能力。

II. 履修要項

1. 専攻・分野等の名称、修了時の学位、入学定員

専攻	学位	定員
リハビリテーション学専攻 博士前期課程	修士（保健学） (Master of Health Sciences)	15
リハビリテーション学専攻 博士後期課程	博士（保健学） (Doctor of Health Sciences)	5

2. 学年・学期・授業期間等

学 年：4月1日～翌年3月31日

学 期：前期：4月1日～9月23日

後期：9月24日～翌年3月31日

休業日：

- ① 日曜日および土曜日（授業調整日を除く）
- ② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（祝日授業日を除く）
- ③ 春季休業3月20日から4月7日まで
- ④ 夏季休業8月10日から9月23日まで
- ⑤ 冬季休業12月24日から1月7日まで
- ⑥ その他学長が必要と認めた日

詳しい授業期間および試験期間等は、各年度当初に定められる「学事日程」によります。

学事日程は、毎年度、本学 Web サイトなどで確認してください。

ただし、担当教員が必要と認めたときは、その他の期間に授業や試験が行われることがあります。

3. 授業時間

時限	時間
1 時限	9:00-10:30
2 時限	10:45-12:15
3 時限	13:15-14:45
4 時限	15:00-16:30
5 時限	16:45-18:15

4. 授業科目の種類

全研究科を対象とする「大学院共通教育科目」があります。

大学院共通教育科目では、全ての大学院生に対して、研究に関する倫理的基盤を培うことを目的に、博士前期課程では「研究公正 A」が、博士後期課程では「研究公正 B」が開設されています。それら科目は各研究科・専攻の教育方針に基づき原則として必修科目です。その他にも、社会や科学技術の変化の本質を見抜く洞察力、社会的課題に積極的にコミットする姿勢の涵養を目指す科目が開設されています。

また、研究科・専攻によって「専門科目」および「研究指導科目」が開設されています。それら科目の設定単位数については、大学院設置基準に示されている時間の範囲内で定めます。また、講義、演習、実験、実習または実技のうち 2 以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせと割合に応じて、先に設定した時間に基づき単位数を定めます。

○科目区分および開設部局

科目区分	開設部局
大学院共通教育科目	国際基幹教育機構
専門科目	各研究科
研究指導科目	

5. 授業科目の単位、単位制

授業科目の単位においては、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としています。単位の計算方法は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して決定します。本研究科において開講する科目は次に掲げる基準により単位数を計算します。

※一般に 1 時間は 45 分授業を意味しており、2 時間は 90 分授業（1 時限）に相当します。

授業の方法	授業時間	単位数
講義	15 時間	1 単位
演習	15～30 時間	1 単位
実験・実習	30～45 時間	1 単位

6. 履修課程と履修上の注意

(1) 大学院共通教育科目

全研究科の学生が履修可能な科目として、大学院共通教育科目が開講されています。大学院共通教育科目は、複雑かつ多様な課題が日々新たに出現する現代社会に対応できる能力の修得を目的としています。科目名や単位数、必修・選択の区分、配当年次等については、「国際基幹教育機構開設科目要覧（大学院生用）」および本冊子に記載されています。

(2) 専門科目

専門科目においては、各研究科の専門科目に加えて、研究科等によっては共通科目を置き、それぞれの学問分野で共通に求められる知識や思考法等の知的な技法の修得等を目指します。専門科目の科目名、単位数、配当年次および必修・選択の区分は、各研究科・専攻の標準履修課程表を参照してください。

(3) 研究指導科目

修了要件に必要な研究の指導を受けるため研究指導科目があります。内容は指導教員によって異なります。

(4) 必修、選択および自由科目の区分

科目は必修、選択、自由科目の種類に区別され、各研究科・専攻の定める要件を満たして履修する必要があります。

- ・ 「必修科目」…当該専攻等の教育目的を達成するため、修了要件として修得を必要としている科目。
- ・ 「選択科目」…学生の履修目的に応じて選択し、修得単位を修了要件に算入する科目。(選択必修科目を含む。)
- ・ 「自由科目」…履修できるが修了要件に算入しない科目。

(5) 遠隔授業について

一部授業は、授業支援システム (Moodle) 等によりオンラインで行うことがあります。

(6) 集中講義について

週1回の授業ではなく、短期間で授業を行う集中講義を開講することがあります。集中講義の開講日については学生ポータル (UNIPA) により事前に周知します。集中講義の履修登録については、それぞれ前期・後期の履修登録期間中に登録してください。履修登録期間の時点で希望する集中講義の開講日が未定の場合でも、履修希望者は必ず登録してください。

(7) 履修に関する相談について

① オフィスアワー

各授業担当教員は、オフィスアワーを設定しています。これは、指定された曜日・時間には、事前に予約なしでも学生が訪問し、履修に関することや授業中の疑問などを解決するための相談ができる時間のことです。大いに活用してください。(オフィスアワーは、シラバスを参照してください。)

② 相談窓口について

履修にあたっては、授業科目の内容説明 (「国際基幹教育機構開設科目要覧 (大学院生用)」やシラバス) を参考にし、標準履修課程表を十分に参照するとともに、履修や進路に関し相談等がある場合は、各研究科教務担当または指導教員等に相談してください。

(8) 他の研究科等の授業科目の履修

研究科において必要と認める場合は、他の研究科の授業科目を履修することができます。

さらに、研究科において必要と認める場合は、博士前期課程の学生が学士課程の授業科目を、博士後期課程の学生が学士課程または博士前期課程・修士課程の授業科目を履修することができます。なお、この場合、修得した単位を修了要件に含めることはできません。

また、履修登録の方法は「履修登録の手引（大学院生用）」を参照してください。

(9) 科目名称について

科目名称の末尾に数字あるいは英字等の表現がある場合は、以下のルールを表しています。

・ 「〇〇論 1、2～」

科目内容に順序性がある科目群について使用します。ただし、必ずしも1の履修が2の履修の前提条件になっているとは限りません。

・ 「〇〇論 A、B～」

科目内容に順序性がない科目群について使用します。

7. 科目ナンバリングのルール

科目ナンバリングは、教育課程の体系性を示すために、科目に記号と番号を組み合わせて付与することによって、科目の学問分野、カリキュラム内での位置づけを示す仕組みです。本学では、科目の属性に応じて、アルファベットと数字を組み合わせた13桁で構成された番号を、下記のとおり①開設部局・②学問分野・③科目レベル・④科目区分・⑤連番・⑥使用言語・⑦授業形態として各科目に付番しています。詳細は本学 Web サイトをご覧ください。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
A	A	A	A	A	A	0	0	0	0	0	-	J 1
└──────────┘			└──────────┘			└──┘	└──┘	└──────────┘		└──┘ └──┘		
①			②			③	④	⑤		⑥ ⑦		

8. 履修登録

(1) 履修登録

① 学生ポータル (UNIPA) による履修登録

科目を履修するにあたっては、各学期はじめの定める期日まで（4月上旬・9月中旬）に学生ポータル (UNIPA) より履修登録をする必要があります。

履修を考えている科目は全て履修登録期間に登録してください。

② 登録上の諸注意

- ・ 標準履修課程表にある標準履修年次などによく注意して登録してください。

試験で不合格となった科目の再履修は原則として次年度以降となりますが、一部の前期開講科目については、同一年度の後期に再履修できる場合があります。

- ・ 同一時限に、2科目以上を重複して履修登録することはできません。
- ・ 既に単位を修得した科目を再び履修することはできません。

③ 履修登録の確認

履修登録の締め切り後の履修登録状況確認日・抽選結果発表日に、学生ポータル (UNIPA) の「抽選希望登録対象一覧」画面および「学生時間割表」画面上にて抽選科目の抽選結果および履修登録内容の確認が可能になります。履修登録状況確認日・抽選結果発表日に登録内容を点検し、希望どおり正しく登録されているか確認してください。特に、エラーが出ている科目については、履修登録修正期間内に修正してください。

※履修登録について、詳しくは「履修登録の手引」を参照してください。

(2) シラバス

シラバスには、各研究科のカリキュラムにおける科目の位置付けや授業の方法、授業概要、到達目標、授業計画、成績評価の方法等が記載されています。履修登録にあたっては、授業時間割やシラバス等を確認し、自身の学習計画を立ててください。

9. 成績評価・試験

(1) 成績評価方法・単位の修得

履修科目の成績は、シラバスで科目ごとに示されている方法で各授業担当教員によって評価され、合格した科目に単位が与えられます。成績の評語については「10. 成績評語と GPA 制度」で記載します。成績は学生ポータル (UNIPA) で確認することができます (定められた期間を除く)。

(2) 定期試験

単位の認定は基本的に試験の成績によって行われますが、試験を行わず、レポートや平常の成績等によって単位認定が行われることもあります。試験を実施する場合は、原則として、授業期間終了後 (試験期間) に実施します。試験の時間割は学生ポータル (UNIPA) を確認してください。

(3) 追試験・再試験

試験を欠席した理由が以下の項目に該当する場合には、科目の開設部局 (各研究科または国際基幹教育機構) によっては追試験を行うことがあります。

- ① 学生が病気または負傷した場合
- ② 学生の親族が死亡した場合 (2親等以内の親族または同居の親族に限る。)
- ③ 公共交通機関の遅延による場合

- ④ 学生が国家試験等を受験する場合
- ⑤ 学生が裁判員裁判へ参加する場合
- ⑥ その他やむを得ないものと認められた場合

本研究科開設科目の追試験の受験を希望する者は、必ず試験前もしくは試験当日中に本研究科教務担当に連絡し、試験翌日から起算して7日以内（7日目が休日の場合は翌営業日）にその理由を証する証明書（病気の場合は医師の「診断書」（感染症の場合は登校許可書（治癒証明書）でも可）、公共交通機関遅延・運休の場合は遅延証明書等）を添えて、「追試験願」を提出する必要があります。追試験の受験を認められた者は、後日掲示する日程等により受験してください。

また、定期試験で不合格になった科目の再試験は一切実施しません。

その他の科目の追試験の実施有無や受験方法等については各開設部局にお問い合わせください。

10. 成績評語と GPA 制度

履修科目の成績は、下表の基準にもとづき評価され、発表は評語により行います。履修登録した各科目の成績に GP (Grade Point) を割り当てて、その平均を取ったものを GPA (Grade Point Average) といいます。学生の達成度を客観的に評価するための指標として学期ごとに算出され、ただ修了するために必要な単位を修得するのではなく、学生が主体的にかつ充実した学習効果をあげることを目的としています。GPA は学期ごとに、以下の数式により算出されます。

$$\text{GPA} = \frac{\text{(当該期で得た科目の GP 値} \times \text{その科目の単位数) の合計}}{\text{*当該期に履修登録した総単位数}}$$

*GPA 対象科目のみ

評語	基準	100点方式による素点等	GP
AA	授業目標を大きく上回って達成できている	100点以下90点以上	4
A	授業目標を上回って達成できている	90点未満80点以上	3
B	授業目標を達成できている	80点未満70点以上	2
C	最低限の授業目標を達成できている	70点未満60点以上	1
F	最低限の授業目標を達成できていない	60点未満および成績評価基準にもとづく評価をしない科目で不合格となった科目	0
T (取消)		試験等での不正行為	0
N (認定)		単位認定された科目	対象外
P (合格)		成績評価基準にもとづく評価をしない科目で合格となった科目	対象外

GPAの対象となる科目は、原則として、履修登録した全ての科目です。ただし、修了の所要単位に算入されない科目、上表の単位認定された科目、成績評価基準にもとづく評価をしない科目で合格となった科目はGPAから除かれます。GPAは指導教員等による修学指導に利用するほか、学生自身が履修計画の作成や意欲的な学修活動に活用することを期待しています。成績証明書には、発行した時点での通算GPAが記載されます。

通算GPAは、以下の数式により算出されます。

$$\text{通算 GPA} = \frac{\text{(各学期で得た科目の GP 値} \times \text{その単位数) の合計}}{\text{*各学期で履修登録した単位数の合計}}$$

*GPA 対象科目のみ

なお、履修登録の締め切り以降は、原則として変更はできません。ただし、以下に示す条件により履修を続けることが困難な場合、特別に履修中止を認める場合があります。

- ① 実際の授業の内容が公開されている『シラバス』と本質的に異なっている場合
- ② 授業についていけるだけの知識不足が発覚した場合

手続きの時期や方法など詳細については「履修登録の手引」を確認してください。

1 1. 既修得単位の認定（再入学の場合を除く）

本学大学院に入学する前に大学院（外国の大学院を含む）において科目を履修し、修得した単位については、研究科の履修課程に照らして有益と認められる場合に限り、合計 15 単位を超えない範囲で本学において修得したものとして認定されることがあります。該当者は、入学前までに本研究科教務担当へ申し出てください。

なお、他大学との単位互換制度により修得した単位数と合わせて 20 単位を超えることはできません。

1 2. 長期履修制度の利用について

長期履修制度とは、職業を有している等の事情により、標準修業年限での教育課程の履修が困難な学生を対象として、標準修業年限を超えて計画的に履修し、教育課程を修了することにより、学位を取得することができる制度です。

長期履修制度の詳細については、下記を参照の上、本研究科教務担当に問い合わせてください。

(1) 申請手続

- 事前に指導教員と相談の上、長期履修希望年度の前年度の本研究科が指定する期日までに、申請に必要な書類を提出してください。

【申請書類】

- ① 長期履修願（様式第 1 号）
- ② 下表の区分ごとに必要な書類

申請理由の区分	必要書類
職業を有する者（正規職員以外も含み、主としてその収入で生計を立てている者）	在職証明またはそれに代わるもの
育児、長期介護等の事由により、標準修業年限で修了することが困難である者	本人の申立書およびそれを証明する資料
その他やむをえない事情を有し、標準修業年限で修了することが困難であると研究科長が認めた者	

(2) 長期履修期間

入学後の申請により長期履修を認められた者の長期履修の期間は、大学院学則第 7 条に規定する標準修業年限から、既に修業した期間を差し引いた期間の 2 倍に相当する年数以内とします。長期履修の期間は 1 年を単位とし、学年の途中から開始することはできません。

認められた長期履修期間を超えた場合は、通常の授業料が必要となります。

(3) 可否の認定

研究科教授会において、申請書類に基づき審査のうえ、学長が認定の可否を決定します。結果については、郵送で通知します。

(4) 長期履修制度に係る授業料

規程で定められた大学の授業料の年額に標準履修年限に相当する年数を乗じて得た額を、長期履修を認められた期間の年数で除した額とします。

なお、在学中に授業料の改定が行われた場合は再計算されます。

$$\text{長期履修学生の年間の授業料} = \frac{\text{通常の授業料} \times \text{標準修業年限}}{\text{長期履修期間の年数}}$$

(5) 長期履修期間の延長

長期履修期間の延長は認められません。

(6) 長期履修期間の短縮

長期履修期間の満了前に事由が解消された場合、または修了に必要な単位数を取得する見込みのある場合は、長期履修期間を短縮することができます。短縮を希望する者は、所定の期日までに長期履修期間短縮願（様式第2号）を本研究科教務担当まで提出してください。長期履修期間の短縮は、学期単位とします。

なお、短縮が認められた場合は、残りの期間の授業料を所定の期日までに支払わなければなりません。

1 3. 定期試験受験心得

- (1) 試験開始までに入室し、試験監督者の指示に従ってください。
- (2) あらかじめ履修登録した科目のみ、受験することができます。
- (3) 受験に際しては、必ず学生証を持参し、着席した机の上に置いてください。学生証を忘れた場合は、事前に指定された場所で仮受験票の交付を受けてください。これを怠った場合は、受験を許可しないことがあります。
- (4) 試験を開始して30分経過後の遅刻者は受験を許可されません。
- (5) 30分を経過しなければ退出は許されません。
- (6) 机上には、持ち込みを許可されたもの（教科書、ノートなど）がある場合を除いて、学生証、筆記具以外を置いてはいけません。
- (7) 携帯電話などの電子機器は、特に許可された場合を除き、電源を切り、かばんの中に入れてください。また、音を発する物（たとえば時計のアラーム）などで、他人に迷惑をかけてはいけません。
- (8) 受験中、学生相互間の物品（筆記具を含む）の貸借は一切認められません。また、私語をしてはいけません。
- (9) 配付された答案用紙には、所定の箇所に、学籍番号、氏名などを必ず記入してください。

- (10) 答案用紙は試験監督者から配付されたものを使用し、書き損じた答案用紙も全て提出してください。配付されたものは、許可されたもの以外は持ち帰ってはいけません。
- (11) 試験監督者が不正行為を認めた場合には、受験の停止、退室などを命ずることがあり、受験者はこれに従わなければいけません。
- (12) 対面試験と同様に遠隔試験についても一切の不正行為を禁じます。
- (13) レポート試験について、次の行為に対して不正行為とみなします。
 - ① 他者のレポートの一部または全部を書き写す行為
 - ② 他者にレポート作成を依頼する行為
 - ③ 他者に依頼されて本人の代わりにレポートを作成する行為
 - ④ レポートのデータや資料等を捏造または改ざんする行為
 - ⑤ その他、上記の不正行為に準ずる行為
- (14) 試験（遠隔試験、レポート試験も含む）で不正行為を行った学生に対しては、原則としてその試験実施日が属する学期に履修中の科目の成績を全て無効とします。
- (15) 不正行為を行った学生は、学則に基づいた懲戒処分（訓告、停学、退学）の対象になる事もあります。
- (16) いかなる試験においても自己または他人のために不正行為をしてはいけません。

14. 成績評価についての異議申立

学生は、その学期の成績評価について、次のような場合に異議を申し立てることができます。

- (1) 成績の誤記入等、担当教員の誤りであると思われるもの
- (2) シラバス等により周知している成績評価の方法に照らして、評価結果等について疑義があるもの

異議申立を行う場合は、学生ポータル（UNIPA）に掲載する申立期間内に、各科目の開設部局（各研究科教務担当または基幹教育担当）へ申し出てください。

なお、これは成績評価に納得がいかない者が、問い合わせ、また異議申立を行う制度ではないので、注意してください。

15. 休講・欠席について

(1) 気象条件の悪化、交通機関の運休等による授業の休講および定期試験の延期措置について

- ① 気象条件の悪化による授業の休講について

大阪市、堺市、羽曳野市、泉佐野市のいずれかまたはこれらの市を含む地域に暴風警報、または特別警報が発令されているときは原則として全ての授業を休講とします（定期試験を含む）。ただし、別表のとおり警報解除の時刻により、全部または一部の授業を行います。

授業中または試験中に、暴風警報または特別警報が発令された場合は、原則として、実

施中の授業・試験についてはそのまま行い、その次の時限から授業は休講とします。

また、学外実習などは、前記事項を踏まえ担当教員の指示により授業を行わないことがあります（実習施設の所在地を含む地域に暴風警報または特別警報が発令されたときは実習を行いません）。

なお、気象条件の悪化による授業の休講は、対面授業においてのみ適用されるものであり、遠隔授業においてはこの限りではありません。

（注意事項）上記にかかわらず、暴風警報、特別警報が発令されたときや居住地域に避難勧告が発令されたときは、自らの身の安全を最優先に行動してください。

② 交通機関の運休による授業の休講について

次の交通機関のいずれかが運休（事故等による一時的な運行停止を除く）を行った場合の授業は原則として休講とします（定期試験を含みます）。ただし、別表のとおり運行再開の時刻により、全部または一部の授業を行います。

なお、交通機関の運休による授業の休講は、対面授業においてのみ適用されるものであり、遠隔授業においてはこの限りではありません。

● 杉本キャンパス

- ・ JR 阪和線全線
- ・ JR 大阪環状線全線および Osaka Metro 御堂筋線全線が同時

● 中百舌鳥キャンパス

- ・ 南海高野線全線
- ・ JR 阪和線全線および南海本線全線が同時
- ・ JR 大阪環状線全線および Osaka Metro 御堂筋線全線が同時

● 羽曳野キャンパス

- ・ 近鉄南大阪線全線
- ・ 近鉄バスの藤井寺駅前～府立医療センター間および古市駅前～大阪府立大学羽曳野キャンパス・府立医療センター間の両方が同時
- ・ JR 大阪環状線全線および Osaka Metro 全線が同時

③ 遠隔授業（同時双方向型に限る）において授業支援システム（Moodle）が停止した場合の休講について

授業支援システムが停止した場合は同時双方向型の授業に限り、原則として休講とします（授業担当教員から履修者へ個別の連絡がある場合は除きます）。ただし、別表のとおり授業支援システムの復旧の時刻により、全部または一部の授業を行います。また、遠隔授業（オンデマンド型）については休講の措置を行いません。

(別表)

● 杉本、中百舌鳥、羽曳野キャンパス

運行再開・警報解除 授業支援システムの復旧の時刻	休講となる授業	実施する授業
午前7時以前	-	全授業
午前11時以前	午前開始の授業	午後開始の授業
午前11時を過ぎても解除されない場合	全授業	-

④ その他注意事項

対面授業をオンライン中継する授業の取り扱いについては、対面授業を行っているキャンパスの授業が休講される場合にも同様に休講とします。

上記に挙げる理由以外にも、自然災害が発生した際は休講にする場合があります。

なお、午前9時以降における授業の実施については、上記の取扱いを原則としつつ、状況に応じて例外の判断をする場合があります。その際には、学生ポータル (UNIPA) により周知します。

(2) 授業欠席時の取扱いについて

授業を欠席する場合、欠席理由（病気、各種実習、介護等体験、クラブ活動、忌引等）の如何を問わず原則として「欠席届」を授業担当教員に提出してください。授業科目の成績評価等の配慮については、授業担当教員の裁量によります。「欠席届」は、学生ポータル (UNIPA) >学生 Navi>「授業・履修」からダウンロードできます。

また、「9. 成績評価・試験」の「(3) 追試験・再試験」に示す理由によって定期試験を欠席する場合は追試験を行うことがありますので、各科目の開設部局（各研究科教務担当または基幹教育担当）に相談してください。

なお、以下の場合には特例として通常と対応が異なります。

- 学校感染症に指定されている感染症（季節性インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等）に罹患した場合、出席停止となり、速やかに大学に報告が必要となります。報告方法等については「学生生活ガイドブック」で確認してください。
- 裁判員制度に伴う裁判に出席する場合

裁判員制度により裁判員（候補者）に選出され、裁判所に出頭するために授業を欠席しなければならない場合は、「欠席届」に加えて、裁判所からの呼出状(写)等を授業担当教員に提出することで、成績評価等についての配慮の対象となります。配慮の内容については、授業担当教員の裁量によります。

16. 他大学院との単位互換制度

教育上有益であると認められたときには、他の大学院等における授業科目の履修、研究指導の一部を受けることおよび外国の大学院への留学を認められることがあります。

その際に、他の大学院（外国の大学院を含む）との協議等に基づき、本研究科会議の承認を得て、当該大学院の科目を履修し単位を修得した場合は、15単位まで修了に必要な単位として認められることがあります。

なお、入学前の既修得単位制度により修得した単位数と合わせて20単位を超えることはできません。

17. 前期終了時の修了

博士前期課程において在学期間が2年以上で、修了必要単位を修得した者は3月末だけでなく、前期終了時にも学位の授与を申請することができます。

学位を申請する者は、所定の期日までに学位授与申請書と学位論文等を提出する必要があります。詳細については「25. 学位論文と学位」を参照のうえ、本研究科教務担当に問い合わせてください。

18. 年限短縮等

(1) 年限短縮

博士前期課程・博士後期課程のいずれの場合も、極めて優れた研究業績をあげた者は在学期間が短縮されることがあります。どのような場合に短縮されるかは、本研究科教務担当に確認してください。

(2) 在学期間短縮制度

本学大学院に入学する前に修得した単位（本学大学院学則に定める大学院の入学資格を得た後に、修得した単位に限ります）を本学大学院において修得したものとみなす場合であり、当該単位の修得により本学大学院の博士課程（本学大学院の博士前期課程を修了した場合の同分野の博士後期課程は除く）、修士課程、法学研究科の専門職学位課程、獣医学研究科の博士課程および医学研究科の博士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で研究科が定める期間在学したものとみなすことができます。ただし、博士前期課程および修士課程については、少なくとも1年以上在学するものとします。

19. 学籍について

(1) 休学

病気その他やむを得ない理由で引き続き2ヶ月以上修学できない場合は、「休学願」を提出することにより、休学が認められることがあります。なお、「休学願」の提出は休学を開

始する日の前日(前期からの休学の場合は3月31日、後期からの休学の場合は9月23日)までに行わなければなりません。また、休学を延長する場合も、上記と同様の手続きをおこなう必要があります。

休学期間は、通算して2年を超えることができません。休学期間は在学年数に算入しません。また、学年進行の時期は4月です。

(2) 復学

休学期間中にその事由が消滅した場合は、申し出て復学することができます。復学するためにはその学期の授業料を納入しなければなりません。

(3) 留学

留学を願い出る場合は、担当教員等による指導助言を受けた上で、留学を開始する月の前月の末日までに「留学願」を提出しなければなりません。

(4) 退学

退学を希望する場合は、前期をもって退学する場合は前期末、後期をもって退学する場合は後期末までに「退学願」を提出しなければなりません。学期開始後に提出した場合は、その学期の授業料を納入しなければなりません。

(5) 除籍

指定された期日までに授業料を納入しなかった場合、あるいは在学年限内に所定の単位を修得できなかった場合で「退学願」の提出のないとき等は除籍となります。

(6) 再入学

退学または除籍された者が、再入学を願い出た場合は、教授会の選考を経て許可されることがあります。ただし、再入学の願い出は、退学または除籍の日から2年以内に限りません。

20. 修学上の配慮・支援について

疾病・障がいおよび社会的障壁を有する学生で個別具体的な修学上の配慮・支援を必要とする場合は、アクセシビリティセンターまたは各研究科教務担当に申し出てください。

21. 転研究科

特別の事情がある場合、転研究科が認められることがあります。ただし、転研究科を認めていない研究科もあります。また、受け入れ先の研究科が定める要件(成績、修得単位数、研究テーマなど)を満たす必要があるほか、募集を行わないこともあります。

詳細については、各研究科等教務担当に問い合わせてください。

2.2. 研究指導教員の決定と研究指導の方法

<博士前期課程>

(1) 研究指導教員の役割

- 1) 研究指導教員は、学生の希望する研究課題、研究指導教員の専門分野、指導環境などを考慮し、学生の同意を得た上で研究課題を決定し、研究指導を行います。
- 2) 研究指導教員は、研究指導に加え、学生の学修・研究に必要なとなる授業科目の履修について指導を行います。
- 3) 研究指導教員は学生ごとに1名とし、必要な場合は副指導教員を設けます。

(2) 副指導教員の役割

- 1) 副指導教員は、研究指導教員と協力して学生の研究指導を補助的に行います。
- 2) 副指導教員は、上記に加え、研究指導教員の指導についての学生からの相談に応じ調整を行います。
- 3) 副指導教員を設ける場合は、学生ごとに1名または2名とします。

(3) 研究指導教員の決定プロセス

- 1) 出願者は募集要項の担当教員表等をもとに、事前に希望する教員に連絡を取って訪問や面談を行い、出願書類に「指導を希望する教員」を記載し出願します。
- 2) 入学後、学生は指定の期日までに、出願書類に記載した「指導を希望する教員」を指導教員選任申請書（様式1）の指導教員名欄に記入して本研究科教務担当に提出します。
- 3) 研究科教授会において指導教員選任申請書に基づき研究指導教員を、併せて必要な場合は副指導教員を決定します。

(4) 研究指導計画

1) 研究計画の立案（1年次4月～7月）

- ① 学生は、決定した研究課題に関して先行研究を整理し研究計画を立案します。
- ② 研究指導教員は、学生の研究計画立案に際し、研究方法、文献の検索や読解方法等を指導します。
- ③ 研究指導教員は、学生が作成した研究指導計画書（様式3）に研究指導計画を記載し、学生と副指導教員に明示します。

2) 研究の遂行（1年次7月～2年次9月）

- ① 学生は、研究計画に従って研究を遂行します。1年次では、主に予備的な実験や調査を行い研究方法の確立を図ります。2年次では、確立した研究方法によりデータ収集・解析等を進め、その成果をまとめます。
- ② 研究指導教員は、研究の進行を随時確認し、実験・調査等の手法やデータ解析の指導等、研究の進捗状況に応じた指導を行います。

3) 研究経過の中間報告（1年次2月または2年次9月）

- ① 学生は、ここまでの進捗状況および成果と今後の予定について、中間報告会で発表します。
 - ② 研究指導教員は、プレゼンテーション方法等について指導します。
- 4) 修士論文の作成（2年次10月～1月）
- ① 学生は研究成果をもとに修士論文の作成を開始し、研究指導教員のもとで修士論文をまとめます。
 - ② 研究指導教員は、修士論文の構成や図表の作成、文献の整理・引用等、論文のまとめ方を指導します。
- 5) 修士論文の提出・発表（2年次1～2月）
- ① 学生は、指定する期日までに修士論文を提出し、個別の論文審査と最終審査会での発表により審査を受けます。
 - ② 研究指導教員は、学位審査終了後、研究指導報告書（様式4）を作成します。

博士前期課程修了までの主な日程

学年	年月	内容
1年	4月	入学式
		履修オリエンテーション
		1年次 前期受講申請
		前期授業開始
		指導教員選任・決定（研究科教授会、提出は第3週水曜日）
	7月	研究倫理審査委員会に研究倫理審査申請書の提出 (9月、11月、1月、3月にも申請書提出できる) 研究指導計画書の提出
	9月	後期受講申請 後期授業開始
1月	中間報告会申請書および中間報告書提出	
2月	中間報告会	
2年	4月	前期受講申請 前期授業開始
	9月	後期受講申請 後期授業開始
	1月	学位授与申請書、修士論文の提出
	1月	審査委員の決定（研究科教授会）
	2月	修士論文の審査および最終試験（公聴会）
	2月	修了判定（研究科教授会）
	3月	学位の授与 研究指導報告書の提出（教員）

<博士後期課程>

(1) 研究指導教員の役割

- 1) 研究指導教員は、学生の希望する研究課題、研究指導教員の専門分野、指導環境などを考慮し、学生の同意を得た上で研究課題を決定し、研究指導を行います。
- 2) 研究指導教員は、研究指導に加え、学生の学修・研究に必要となる授業科目の履修について指導を行います。
- 3) 研究指導教員は学生ごとに1名とします。

(2) 副指導教員の役割

- 1) 副指導教員は、研究指導教員と協力して学生の研究指導を補助的に行います。
- 2) 副指導教員は、上記に加え、研究指導教員の指導についての学生からの相談に応じ調整を行います。
- 3) 副指導教員は学生ごとに1名または2名とします。

(3) 研究指導教員の決定プロセス

- 1) 出願者は募集要項の担当教員表等をもとに、事前に希望する教員に連絡を取って訪問や面談を行い、出願書類に「指導を希望する教員」を記載して出願します。
- 2) 入学後、学生は指定の期日までに、出願書類に記載した「指導を希望する教員」を指導教員選任申請書(様式2)の主旨指導教員名欄に記入し、副指導教員は「指導を希望する教員」と相談のうえ記入し、本研究科教務担当に提出します。
- 3) 研究科教授会において指導教員選任申請書に基づき研究指導教員を決定します。

(4) 研究指導計画

1) 研究計画の立案(1年次4月~7月)

- ① 学生は、決定した研究課題に関して先行研究を整理し研究計画を立案します。
- ② 研究指導教員は、学生の研究計画立案に際し、研究方法、文献の検索や読解方法等を指導します。
- ③ 研究指導教員は、学生が作成した研究指導計画書(様式3)に研究指導計画を記載し、学生と副指導教員に明示します。

2) 研究の遂行(1年次7月~3年次9月)

- ① 学生は、研究計画に従って研究を遂行します。1年次では、主に予備的な実験や調査を行い研究方法の確立を図り、2年次では、確立した研究方法によりデータ収集・解析等を進め、3年次9月までにその成果をまとめます。
- ② 研究指導教員は、研究の進行を随時確認し、実験・調査等の手法やデータ解析の指導および関連学会での発表や学術誌への論文投稿に向けての指導等、研究の進捗状況に応じた指導を行います。

- 3) 研究成果の中間報告（3年次9月までに2回以上）
- ① 学生は、ここまでの進捗状況および成果と今後の予定について、中間報告会で発表します。
 - ② 研究指導教員は、プレゼンテーション方法等について指導します。
 - ③ 中間報告の時期は2年次9月までに1回、3年次9月までに1回を目安とします。
- 4) 博士論文の作成（3年次9月～1月）
- ① 学生は研究成果をもとに博士論文の作成を開始し、研究指導教員のもとで博士論文をまとめます。
 - ② 研究指導教員は、博士論文の構成や図表の作成、文献の整理・引用等、論文のまとめ方を指導します。
- 5) 博士論文の提出・発表（3年次1～2月）
- ① 学生は、指定する期日までに博士論文を提出し、個別の論文審査と最終審査会での発表により審査を受けます。
 - ② 研究指導教員は、学位審査終了後、研究指導報告書（様式4）を作成します。

博士後期課程修了までの主な日程

学年	年月	内容
1年	4月	入学式
		履修オリエンテーション
		1年次 前期受講申請
		前期授業開始
		指導教員選任・決定（研究科教授会、提出は第3週水曜日）
	7月	研究倫理審査委員会に研究倫理審査申請書の提出 （9月、11月、1月、3月にも申請書提出できる） 研究指導計画書の提出
9月	後期受講申請 後期授業開始	
1月	中間報告会申請書および中間報告書提出	
2月	中間報告会	
2年	4月	2年次 前期受講申請 前期授業開始
	9月	後期受講申請 後期授業開始
	1月	中間報告会申請書および中間報告書提出
	2月	中間報告会
3年	4月	3年次 前期受講申請
	9月	後期受講申請
	1月	学位授与申請書、博士論文の提出。審査委員の決定（研究科教授会）
	2月	博士論文の審査および最終試験（公聴会）
	2月	修了判定（研究科教授会）
	3月	学位の授与 研究指導報告書の提出（教員）

<博士前期課程・博士後期課程共通事項>

(1) 研究倫理審査

研究倫理審査は、リハビリテーション学研究科研究倫理指針に則り、リハビリテーション学研究科研究倫理審査委員会を組織し、委員会規程に沿って行います。

リハビリテーション学研究科研究倫理審査委員会では、人間生活の質を向上するための学術研究と学問研究の自由を踏まえ、個人の尊厳および人権の尊重その他の倫理的観点ならびに科学的観点から、審査対象となる研究において、文部科学省・厚生労働省・経済産業省の倫理に関する指針に沿った倫理的配慮がなされているかを審査します。

同委員会は、本研究科教員の他、本学の他研究科の教員、学外の学識経験者等から構成されており、研究目的に倫理的問題がないか、研究方法は対象者の人権を擁護し、安全に対して適切に配慮されているか、予測される不利益および危険性に対して適切に配慮されているか、対象者に研究協力の同意を得る方法は適切か、研究で得られたデータの取り扱いは適切か、研究成果の公表の際、対象者の匿名性を確保し、プライバシーを保護しているか等について審査します。

学生は、学位論文に関する研究計画書に基づいて、倫理審査申請書を作成し、指導教員の指導を受け、期限までに本研究科研究倫理審査委員会に倫理審査申請を行います。

(2) 「研究指導計画書」および「研究指導報告書」の作成

学生および研究指導教員は、研究開始に先立ち、1年次の7月を目処に「研究指導計画書（様式3）」を作成します。研究指導教員は研究指導が終了した段階で「研究指導報告書（様式4）」を作成します。なお、研究指導の過程において、研究計画および研究指導計画に変更が生じた場合には、都度、「研究指導報告書」に変更事項を記載して作成します。

「研究指導計画書」および「研究指導報告書」は教授会に提出し、承認を得ます。

2.3. 修了要件

<博士前期課程>

特別演習科目6単位、特別研究科目8単位を含む必修科目18単位と選択科目12単位以上の計30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上で、中間報告に合格し、学位論文審査委員会による修士論文審査と最終試験に合格することを修了要件とします。

<博士後期課程>

特別演習科目4単位、特別研究科目12単位を含む必修科目17単位と選択科目1単位以上の計18単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上で、2回の中間報告に合格し、学位論文審査委員会による博士論文審査と最終試験に合格することを修了要件とします。

24. 中間報告会

(1) 中間報告会の位置付け

- 1) 中間報告合格を「特別研究」の単位取得要件とします。
- 2) 報告内容は、研究テーマに関する学術的背景や研究目的、学位論文完成までの研究計画の詳細、研究遂行状況、研究成果の公表計画等とします。
- 3) 報告書を含め発表内容について多方面からの評価を実施する。発表内容が不十分な場合には再発表を行います。
- 4) 中間報告会は、8月と2月に実施します。
- 5) 前期課程は1回、後期課程は2回の中間報告を行います。
- 6) 全ての報告は、修了を希望する月の6カ月前までに合格する必要があります。

(2) 申請手続き

1) 申請書類

申請者は指導教員の承認を得て、次の書類等を研究科長に提出します。

- | | |
|----------------|------------------|
| ① 中間報告申請書（様式5） | 1通 |
| ② 中間報告書 | 1通および電子データ(PDF) |
| ③ 中間報告内容要旨 | 1通および電子データ(Word) |

注) ②中間報告書は両面印刷、ホチキス止め

注) ③中間報告内容要旨はA4の1/2、600字程度

注) ②③の電子データは研究科教務担当宛にメールで提出。

2) 申請期限

2月に報告を希望する者は1月、8月に報告を希望する者は7月の本研究科が定める期日までに前記の申請書類を提出します。

25. 学位論文と学位

(1) 学位の授与

教育目標（学位授与方針）に則り、学位を授与します。

(2) 学位授与申請

1) 申請資格

【博士前期課程（修士）】

博士前期課程に2年以上在学し、所定の単位を修得した者、あるいは修得見込みの者は、修士学位授与の申請をすることができます。

【博士後期課程（博士）】

資格 1

博士後期課程に 3 年以上在学し、所定の単位を修得した者、あるいは修得見込みの者は、博士学位授与の申請をすることができます。

資格 2

博士後期課程に 3 年以上（長期履修者においては 4 年以上）在学し、所定の単位を修得して退学した者のうち、退学後 1 年以内に、学位論文の審査が終了する見込みであることが教授会において認められた者は博士学位授与の申請をすることができます。

※博士学位論文は上記に加えて提出要件がありますので、指導教員に確認してください。

2) 申請手続

2-1) 仮申請

【博士後期課程のみ】

- (1) 3 月に修了を希望する場合は 11 月、9 月に修了を希望する場合は 5 月の本研究科が定める期日までに学位論文審査仮申請書（様式 12）を、指導教員を通じて研究科長に提出してください。
- (2) 研究科長は仮申請を受理したとき、学生名、論文題目および審査委員候補者を教授会において報告します。
- (3) 仮申請時から審査委員候補者による学位論文の確認を開始します。

2-2) 申請書類

次の書類を本研究科教務担当を経て研究科長に提出してください。

【博士前期課程】

- | | |
|------------------|--------------------|
| ① 学位授与申請書（様式 6） | 1 通 |
| ② 学位論文 | 1 通および電子データ（PDF） |
| ③ 学位論文要旨（様式 7） | 1 通および電子データ（Word） |
| ④ 履歴書（様式 8-1） | 1 通および電子データ（PDF） |
| ⑤ 参考論文の別刷りまたはコピー | 各 1 通および電子データ（PDF） |

注) ②学位論文は両面印刷、ホチキスあるいはクリップ止めすること。

注) ②～⑤の電子データは研究科教務担当宛にメール添付で提出する（⑤はある場合のみ提出）。

【博士後期課程】

- | | |
|--|-------------------|
| ① 学位授与申請書（様式6） | 1 通 |
| ② 学位論文 | 3 通および電子データ（PDF） |
| ③ 学位論文要旨（様式7） | 1 通および電子データ（Word） |
| ④ 履歴書（様式8-2） | 1 通および電子データ（PDF） |
| ⑤ 論文目録（様式9） | 1 通および電子データ（Word） |
| ⑥ 学位論文の公表の取扱要領に定める「大阪公立大学学術機関リポジトリへの博士学位論文登録申請書」 | 1 通 |

⑦ 同要領に定める「学位論文全文に代えて要約を公表することの申立書」 1 通

注) ②学位論文は両面印刷、ホチキスあるいはクリップ止めすること。

注) ②～⑤の電子データは研究科教務担当宛にメール添付で提出する。

注) ⑦は学位論文全文を学術機関リポジトリへの登録が不可の場合のみ提出する。

3) 申請期限

3月に修了を希望する者は1月、9月に修了を希望する者は7月の本研究科が定める期日までに前記の申請書類を提出してください。

4) 学位論文審査方法

4-1) 審査委員

学位論文審査委員会は、研究科教授会において選任された主査1名、副査2名で構成します。

4-2) 審査の方法

審査は、審査委員会による個別の論文審査と最終試験により行います。

最終試験は公聴会として実施し、学位論文を中心とした口述発表ならびに質疑応答内容を総合的に審査します。

4-3) 学位審査基準

【博士前期課程】

修士論文は以下の基準により審査を行います。

- ① 学術的重要性・妥当性が認められること。
 - ・研究の背景、目的が明示されていること。
 - ・学術的意義が認められること。
- ② 研究計画・方法の妥当性が認められること。
 - ・研究目的を達成するために、研究計画・方法が妥当であること。
 - ・研究方法は妥当な手法であること。
- ③ 修士論文の構成・体裁が整っていること。
 - ・科学論文の体裁をなし、研究内容が理路整然と述べられていること。

【博士後期課程】

博士論文は以下の基準により審査を行います。

- ① 学術的重要性・妥当性が認められること。
 - ・ 研究の背景、目的が明示されていること。
 - ・ 高い学術的意義が認められること。
- ② 研究計画・方法の妥当性が認められること。
 - ・ 研究目的を達成するために、研究計画・方法が妥当であること。
 - ・ 研究方法は妥当な手法であること。
- ③ 研究成果の独創性および革新性が認められること。
 - ・ 研究成果等に、独創性や革新性が認められること。
- ④ 博士論文の構成・体裁が整っていること。
 - ・ 科学論文の体裁をなし、研究内容が理路整然と述べられていること。

26. 標準履修課程表

<博士前期課程>

科目区分	授業科目の名称	配当年次 開講期	単位数			授業形態・時間数			
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	
大学院共通教育科目	研究公正A	※「国際基幹教育機構 開設科目要覧」 参照	1				※「国際基幹教育機構 開設科目要覧」 参照		
	科学英語				2				
	Academic Writing				2				
	Academic Presentation				2				
	大学院キャリアデザイン演習				2				
	大学院キャリア形成論—学問・大学と社会				1				
	戦略的システム思考力演習1				2				
	戦略的システム思考力演習2				2				
	イノベーション創出型研究者養成				2				
	医療の品質管理A				2				
	グローバル経営特論				2				
	化学産業論				1				
	バイオデザイン				2				
	人権問題論				2				
大学教育基礎演習		1							
基礎科目	リハビリテーション学基礎特論	1前	1			15			
	リハビリテーション学研究法特論	1前	1			15			
	医療倫理学	1前	1			15			
専門科目	リハビリテーション学 科目	神経解剖学特論	1・2後		1		15		
		認知・行為障害学特論A	1・2後		1		15		
		認知・行為障害学特論B	1・2後		1		15		
		精神・行動障害学特論A	1・2後		1		15		
		精神・行動障害学特論B	1・2後		1		15		
		運動制御学特論	1・2前		1		15		
		運動機能開発学特論	1・2前		1		15		
		運動機能回復学特論	1・2前		1		15		
		発達期生活機能学特論	1・2後		1		15		
		高齢期生活機能学特論	1・2前		1		15		
		健康行動支援学特論	1・2前		1		15		
		運動機能・動作回復学特論	1・2後		1		15		
		介護予防技術学特論	1・2前		1		15		
		生活環境支援学特論	1・2後		1		15		
		社会参加支援学特論	1・2前		1		15		
		リハビリテーション学特別演習1	1前	2				60	
	リハビリテーション学特別演習2	2後	2				60		
	リハビリテーション学特別演習3	2前	2				60		
	特定講義科目	特定講義A（医療統計学）	1前		1		15		
特定講義B（ビッグデータ解析とリハビリテーション）		1後		1		15			
特定講義C（運動機能評価学）		1・2後		1		15			
特定講義D（認知神経心理学）		1・2後		1		15			
特定講義E（住環境支援学）		1・2前		1		15			
特別研究科目	特別研究1	1前	2					90	
	特別研究2	1後	2					90	
	特別研究3	2前	2					90	
	特別研究4	2後	2					90	

【 注 意 事 項 】

共通教育科目の詳細は「国際基幹教育機構 開設科目要覧」を確認すること。

<博士後期課程>

科目区分	授業科目の名称	配当年次 開講期	単位数			授業形態・時間数		
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習
大学院 共通教育科目	研究公正B	※「国際基幹教育機構 開設科目要覧」 参照	1					※「国際基幹教育機構 開設科目要覧」 参照
	イノベーション創成型研究者養成1				2			
	イノベーション創成型研究者養成2A				1			
	イノベーション創成型研究者養成2B				1			
	イノベーション創成型研究者養成2C				1			
	イノベーション創成型研究者養成2D				1			
	イノベーション創成型研究者養成2E				1			
	イノベーション創成型研究者養成2F				1			
	イノベーション創成型研究者養成2G				1			
	イノベーション創成型研究者養成2H				1			
	イノベーション創成型研究者養成3				2			
	イノベーション創成型研究者養成4				2			
	医療の品質管理B				2			
大学教育実践演習			1					
専門科目	リハビリテーション学科目							
	神経解剖学特別講義	1・2・3 後		1		15		
	認知・行為障害学特別講義	1・2・3 後		1		15		
	精神・行動障害学特別講義	1・2・3 後		1		15		
	運動制御学特別講義	1・2・3 後		1		15		
	運動機能開発学特別講義	1・2・3 前		1		15		
	運動機能回復学特別講義	1・2・3 前		1		15		
	発達期生活機能学特別講義	1・2・3 後		1		15		
	高齢期生活機能学特別講義	1・2・3 前		1		15		
	健康行動支援学特別講義	1・2・3 前		1		15		
	運動機能・動作回復学特別講義	1・2・3 後		1		15		
	介護予防技術学特別講義	1・2・3 前		1		15		
	社会参加支援学特別講義	1・2・3 後		1		15		
リハビリテーション学特別演習4	1前	2				60		
リハビリテーション学特別演習5	1後	2				60		
特別 研究 科目	特別研究5	1前	2					90
	特別研究6	1後	2					90
	特別研究7	2前	2					90
	特別研究8	2後	2					90
	特別研究9	3前	2					90
	特別研究10	3後	2					90

【 注 意 事 項 】

共通教育科目の詳細は「国際基幹教育機構 開設科目要覧」を確認すること。

27. 学術研究に係る行動規範

大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校の学術研究に係る行動規範

令和3年12月8日制定

大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校（以下「本学等」という。）は、本学等で行われる学術研究の信頼性及び公平性を確保することを目的として、本学等において研究活動を行うすべての者（以下「研究者」という。）及び本学等における研究活動の支援等に携わるすべての構成員（以下「構成員」という。）に対し、学術研究活動及び学術研究活動の支援等を遂行する上で求められる行動規範を日本学術会議「科学者の行動規範」（平成18年10月3日制定、平成25年1月25日改定）に準拠してここに定める。

なお、この行動規範に言う研究者とは、学生を含めて、本学等において研究活動に携わるすべての者を指す。

第1章 研究者の責務

（研究者の基本的責任）

- 1 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

（研究者の姿勢）

- 2 研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、研究活動によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

（社会の中の研究者）

- 3 研究者は、学術研究の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、科学・技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

（社会的期待に応える研究）

- 4 研究者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

（説明と公開）

- 5 研究者は、社会に対して、自らが携わる学術研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

（学術研究の利用の両義性）

- 6 研究者は、自らの学術研究の成果が、研究者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施並びに成果の公表及び説明にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を周到に計画して選択する。

（研究グループの代表者の責務）

- 7 研究グループの代表者は、以下の責務を有する。また、研究グループ内のすべての研究者に本規範を周知し、本規範を逸脱することなく公正な研究が遂行できるようにする。

- ・ 研究実施や論文等の執筆・投稿の際の直接的に必要な確認
- ・ グループ内での確認体制の構築
- ・ グループ内における研究データの適切な取扱いと管理
- ・ グループ内の研究者が各自の能力を充分発揮できるような研究環境の整備

第2章 公正な研究

(研究活動)

- 8 研究者は、自らの学術研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者は、研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また、これに加担・隠ぺい等を行わない。さらに、研究の実施や論文等の執筆・投稿等にあたり研究者が本来果たすべき確認等を怠った場合は、故意性の有無にかかわらず、不正行為の責任を負うべきものと認定されることを自覚する。

(研究環境の整備及び教育啓発の徹底)

- 9 研究者は、責任ある学術研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に積極的かつ継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(研究対象などへの配慮)

- 10 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮するとともに、個人情報管理には細心の注意を払う。また、動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

(他者との関係)

- 11 研究者は、他者の研究成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正當に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

第3章 社会の中の学術研究

(社会との対話)

- 12 研究者は、社会と研究者コミュニティとのより良い相互理解のために、市民との対話と交流に積極的に参加する。また、社会の様々な課題の解決と福祉の実現を図るために、政策立案・決定者に対して政策形成に有効な科学的助言の提供に努める。その際、研究者の合意に基づく助言を目指し、意見の相違が存在するときはこれを解り易く説明する。

(科学的助言)

- 13 研究者は、公共の福祉に資することを目的として学術研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、研究者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。また、科学的助言の質の確保に最大限努め、同時に科学的知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明する。

(政策立案・決定者に対する助言)

- 14 研究者は、政策立案・決定者に対して助言を行う際には、その知見が政策形成の過程において十分に尊重されるべきものであるが、政策決定の唯一の判断根拠ではないことを認識する。研究者コミュニティの助言とは異なる政策決定が為された場合、必要に応じて政策立案・決定者に社会への説明を要請する。

第4章 法令遵守等及び本学等の責務

(法令等の遵守)

- 15 研究者は、研究の実施、外部資金を含む研究費の使用等にあたっては、関係法令、関係省庁・学会の指針、本学等に適用される規程等を遵守する。

(差別の排除とハラスメントの防止)

16 研究者は、研究・教育・学会活動において、人種・民族、性的指向・性自認、社会的身分、門地、思想・信条、宗教、障害等によって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

また、意図の有無にかかわらず、研究活動のなかでハラスメントが起り得ることを認識して、その防止に努める。

(利益相反)

17 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(環境・安全への配慮)

18 研究者は、研究実施上、環境・安全に対して有害となる可能性のあるもの（劇毒物、放射性同位元素、外来生物、遺伝子組換え生物等）を取り扱う場合には、関係法令、関係省庁・学会の指針、本学等に適用される規程等を遵守する。

(本学等の責務)

19 本学等は、以下の取り組みにより、研究の公正を確立・維持し不正を防止する管理・統括の責務を有する。

- ・ 研究倫理の確立
- ・ 研究者倫理の向上
- ・ 研究環境の整備
- ・ 研究におけるコンプライアンスの確立
- ・ 不正行為に対する適切な対応

(構成員の責務)

20 構成員は、研究者とともに本学等の研究活動の推進を担うという責任を自覚し、関係法令、本規範並びに本学等に適用される規程等を遵守し、本学等における研究活動の支援等を適切に行う責務を有する。また、研究の公正を実現し不正を防止するために必要な教育啓発に取り組む責務を有するとともに、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為に加担・隠ぺい等を行わない。

附則

1 この規範は、令和4年4月1日から施行する。

2 公立大学法人大阪定款附則第2項の規定に基づき、大阪府立大学及び大阪市立大学が存続する期間においては、この行動規範における「大阪公立大学」を「大阪公立大学、大阪府立大学及び大阪市立大学」と読み替える。

28. 研究倫理指針

大阪公立大学大学院リハビリテーション学研究科研究倫理指針

I 指針の基本的考え方

1 【目的】

本指針は、人間生活の質を向上するための学術研究と学問研究の自由を踏まえ、個人の尊厳および人権の尊重その他の倫理的観点ならびに科学的観点から、大阪公立大学大学院リハビリテーション学研究科（以下本研究科という）に属するすべての関係者が、研究現場において遵守すべき事項を定めたものであり、文部科学省、厚生労働省、経済産業省の倫理に関する指針に準拠している。

本指針は、本研究科の研究が社会の理解と協力を得て適正に推進することを目的とし、次に掲げる事項を基本方針とする。

- (1) 人間の尊厳と人権の尊重
- (2) 事前の十分な説明と自由意志による同意（インフォームド・コンセント）
- (3) 個人情報の保護の徹底
- (4) 人類の知的基盤、健康および福祉に貢献する社会的に有益な研究の実施
- (5) 科学的または社会的利益に対する個人の人権保障の優先
- (6) 本指針および研究領域に固有の規定などに基づく研究計画の作成および遵守ならびに独立の立場に立った研究倫理委員会による事前の審査および承認による研究の適正性の確保

2 【適応範囲】

本指針は本研究科に所属するすべての関係者に遵守を求めるものである

II 実施研究者の責務

1 【研究計画の立案】

- (1) 実施研究者は、科学的合理性および倫理的妥当性が認められない研究は実施してはならず、研究の実施にあたっては、この点を踏まえた明確かつ具体的な研究計画を立案しなくてはならない
- (2) 実施研究者は、研究により期待される利益よりも起こりうる危険が高いと判断される場合、研究を中止しなければならない
- (3) 実施研究者は、許可を得た研究により十分な成果が得られた場合には、研究を終了しなければならない

2 【協力者に対する責任】

- (1) 実施研究者は、研究を実施する場合、協力者に対して当該研究に関する必要な事項について十分説明しなければならない

- (2) 実施研究者は、協力者に対する内容の説明、同意の確認方法、研究に伴う保障の有無、その他インフォームド・コンセントの手続きに関する事項を研究計画書に記載しなければならない

3 【個人情報の取り扱い】

- (1) 実施研究者は、協力者に関する情報を適切に取り扱い、職務上知りえた個人情報を正当な理由なく漏らしてはならない
- (2) 実施研究者は、協力者に関する情報の取り扱いを学外者に委託する場合には、個人情報の安全管理方法の明確化を求め、保護の徹底を義務づけなければならない
- (3) 実施研究者は、研究結果を公表する場合、協力者個人を特定できないようにしなければならない

4 【委員長に対する責任】

- (1) 実施研究者は、個人情報の予期せぬ漏洩などの提供者の人権の保障の観点から重大な懸念が生じた場合、速やかに委員長に報告しなければならない
- (2) 実施研究者は、実施中の研究に関して、全ての重篤な有害事項その他研究の適正性および信頼性を確保するために必要な情報を委員長に報告しなければならない

5 【研究データ（研究に係る人体から取得された試料および情報等）の取り扱い】

研究データ（研究に係る人体から取得された試料および情報等）は細心の注意をもって取り扱い、保存・廃棄の際には、以下の手順に従わなければならない

	保存方法	保存期間	廃棄方法
個人情報等を含む記録紙（アンケート調査票、同意書等）	施錠管理が可能な場所で保存	研究終了を報告した日から5年、または研究結果を最後に公表した日から3年のいずれか遅い日までの期間	シュレッダー裁断または機密文書廃棄
個人情報等を含む電子情報（デジタル画像、データベース等）	暗号化、パスワード保護をした上で、施錠管理が可能な場所で保存 インターネット接続は遮断	研究終了を報告した日から5年、または研究結果を最後に公表した日から3年のいずれか遅い日までの期間	データ削除 記録メディアの物理的破壊
医学的・生物学的試料（血液、細胞等）	施錠管理が可能な冷蔵・冷凍・冷暗所で保存	研究終了を報告した日から5年、または研究結果を最後に公表した日から3年のいずれか遅い日までの期間	専門業者による廃棄

大阪公立大学大学院 リハビリテーション学研究科

羽曳野キャンパス

〒583-8555 羽曳野市はびきの3丁目7番30号

TEL. 072-950-2111 (代)

FAX. 072-950-2131